

◎新潟県告示第305号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、六九・中ノ郷地区土地改良共同施行代表から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（団体営（非補助）土地改良事業 六九・中ノ郷地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和2年3月16日から令和2年9月30日まで
- 3 作業地域 阿賀野市寺社地内